

令和4年度富山県農地中間管理事業連絡協議会活動方針

1 基本方針

本県の農地の担い手への集積率については、67.8%、機構活用率については、耕地面積に占める比率が17.5%と一定の成果となっているが、担い手不足の地域や、耕作条件不利地域などで集積率や機構活用率に格差が生じている。

一方、国においては、農業者減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行（令和5年4月見込）より、農地中間管理事業をはじめ関連施策を抜本的に見直し、分散錯園の状況を解消し農地の集約化等を図ろうとしている。

令和4年度は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となり、こうした国の見直しに対し、できるだけ本県の実態に即した対応ができるよう準備を整えるとともに、地域における課題に対する対策を講じることで、円滑な事業の推進と担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

2 機構集積・配分目標

目標: 1,600ha(内、新規增加分 900ha)

3 活動計画

① 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- ・引き続き、連絡協議会の開催や、重点市町村を中心に推進キャラバンを行い、県、機構、農業会議と各市町村の農政担当者や農業委員会、地元農協、農林振興センター等で具体的な課題及び対応策について協議を行い、担い手への集積集約化の拡大を推進する。

② 農業委員会との連携強化

- ・農業委員会の農地利用最適化推進委員等による農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・また、機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の地域の話し合いへの参加や農地に関するアンケートの実施など農地の集積・集約や地域の推進体制の強化を図る。

③ 広報活動の強化

- ・機構は、制度の見直し内容を周知することや、さらに多くの農地所有者に制度の周知と活用を図るために、パンフレットの作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・重点実施区域内で行う基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約の推進を図る。
- ・特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して事業の周知を図るとともに、機構の適切な活用を指導する。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などの制度の周知や意見交換を行う。
- ・担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。